

平成18年度第1回

久留米市国民保護協議会幹事会会議録

日 時 平成18年8月22日(火)午後2時～

場 所 久留米商工会館5階 大ホール

出席委員（42名）

金丸 晃司、永淵 昭子、井口 幸雄、小川 一美、塘内 高志、夏秋 重徳、小野 浩二
角銅 健一、松本 茂、中ノ森賢二、江原 清文、山本 隆一、石橋 浩祐、武内 良孝
井上 光、松隈 康信、大津 秀明、熊谷 敏夫、池田 博子、三原 圭子、小 均
野田 順子、古賀 誠一、北川 正勝、白石 学、今村 公郎、酒見 隆生、福田 義宜
広田 耕一、佐藤 興輔、萩原 重信、長尾 孝彦、奥野 信、中園 敬司、森山 純郎
八尋 幹夫、久保田 明、内山 孝子、石橋 幹男、楢原 隆行、真名子文男、柿添 利夫

欠席委員（4名）

小田 誠揮、山下 良一、柴田 武昭、貞苺 隆男

事務局

総務部生活安全推進室長 道井 清太

総務部生活安全推進室主査 澤水 秀俊

総務部生活安全推進室 高尾 兼司

事務局（道井清太）

定刻となりましたので、ただ今から「第1回久留米市国民保護協議会幹事会」を開催したいと思います。

本日は、皆様にはいろいろと御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

まず最初に、皆様方への辞令書の交付でございます。本来ならば、江藤久留米市長がここに参りまして、直接皆様方へ辞令書の交付を行うところでございますが、他の公務が重なっておりここに出席することができません。つきましては、真に勝手ではございますが、既にお手元に配布しておりますので、御了承していただければ幸いと存じます。

なお、幹事会の名簿につきましては、1ページに掲載しているところでございます。

申し遅れましたが、私、本日の進行を務めさせていただきます生活安全推進室の道井と申します。よろしく願いいたします。

次に、事務局より幹事会の運営について説明する前に、「幹事会の会議の公開及び傍聴について」御説明します。

資料の8ページをお願いいたします。「久留米市国民保護協議会幹事会運営要領」がございしますが、第4条の規定に幹事会の会議は、原則として公開するものとなっております。また、第5条の規定に幹事会の傍聴については、「久留米市国民保護協議会傍聴要領」の例によるものとなっております。「久留米市国民保護協議会傍聴要領」は、本日追加資料として配布しておりますが、この要領により、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めたいと考えております。

この件について、御了解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

なお、本日の傍聴者は、ございません。

続きまして、次第3の「久留米市国民保護協議会幹事会の運営について」、担当の澤水より説明いたします。

事務局（澤水秀俊）

総務部生活安全推進室の澤水と申します。よろしく願い致します。

議事の前に、本幹事会の設置運営につき、幹事の皆様に御承知して頂きたい必要な事項を、法及び条例等の関係につき 掻い摘んで御説明申し上げたいと思います。

まず、国民保護法の関連部分ですが、2ページから4ページまで必要条文の35条、39条、40条を全文抜粋し、これら条文の対照条項分として16条と33条の一部を掲載しております。

2ページ上段の35条のアンダーライン部分には、「市長は県の計画に基づき、国民保護計画を作成する義務」と「その計画に盛り込む事項の1号から6号まで」までが記述されております。この事項を踏襲した市の計画作成が求められるものであります。

また、次にアンダーライン箇所の同じく35条5項に「国民保護計画の決定前における県知事との協議の義務」及び6項に「計画作成後、速やかなる市議会報告への義務」といった、計画作成に伴うスケジュール上の義務規定がございます。この2つの規定につきましては、後に議題で挙げますところに繋がりますので、頭の片隅に覚えておいて頂ければ幸いです。

これから、幹事会の運営に係るところについて、法、条例、規程・要領といった当該規定箇所の一連性につき、簡単に説明したいと思います。

同じく、国民保護法抜粋の2ページ下段、右下部分に係る「市町村に」から3ページ上段にかけ御覧ください。39条であります、「市に国民保護協議会を置く」と定められております。この協議会に対して、同じく3ページ 同条3項ですが、「市長は、この計画を作成するときは、この協議会に諮問しなければならない」とした義務規定があるわけで、この協議会を設置する必要があるわけがございます。協議会の組織運営についてどうするかは、市の条例に委ねられているものであり、これについては、4ページの3行目、8項に規定されております。

今、申し上げた法による協議会の設置事項に基づき、久留米市では「協議会条例」を本年3月に制定し、5ページにその条例を掲載しております。この条例の中で、中程に記載されているアンダーライン箇所の5条ですが、「幹事50人以内。幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する」と規定されています。この規定に基づき、幹事の皆様におかれましては、6ページに委員の名簿を付けておりますが、この協議会委員の所属される機関からの御推薦を受け、本日の市長からの任命に至ったわけでございます。よろしくお願い致します。

それでは、最後に、本幹事会の目的ですが、7ページの協議会運営規程を御覧頂きたいと思っております。中程、アンダーライン箇所の5条の文言どおり、協議会の審議を補佐するため幹事会議を開くこととする、とされており、この運営規程は第1回の協議会で決定されたものであります。後でも説明致しますが、計画作成スケジュールとしては、本幹事会は今回を含め2回開くところで計画しておるところであります。

次に、8ページの「久留米市国民保護協議会幹事会運営要領」を御覧ください。アンダーライン箇所の2条1項になります。条文途中からになります、「幹事会の議長に市総務部次長、副議長に市都市建設部次長をもって充てる。」と議事運営について規定されているところです。

以上で、本幹事会の設置目的、運営について説明を終わりたいと思っております。

事務局（道井清太）

「久留米市国民保護協議会幹事会の運営について」の説明につきまして、何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なし）

それでは、「幹事会運営要領」に基づき、本幹事会の議長を、市総務部の佐藤次長にお願いしたいと思います。

式次第4番目、議長挨拶に移ります。佐藤次長、よろしく申し上げます。なお、以後の議事進行につきましても、佐藤議長にお願い致します。

議長（佐藤興輔）

只今、司会者の方から紹介がありましたが、本幹事会で議長という大役を仰せつかることになりました。市総務部で次長をしております佐藤といいます。よろしくお願い致します。

それでは、私の方で議事を進めさせて頂きますが、議事がスムーズに進行致しますよう皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、議事に移りたいと思います。

まず、議題1番、「国民保護法の概要について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（澤水秀俊）

「国民保護法の概要について」、要約して御説明申し上げます。資料は、9ページから16ページまで付けておりますが、分かり易いフローシートを13ページから付けておりますので、このフロー図の方で説明したいと思います。まず、13ページを御覧ください。

「武力攻撃事態等における国民の保護の位置付け」ですが、上段に書いております武力攻撃事態対処法は有事法制の中核として位置付けられるものですが、平成15年6月に成立しており、我が国が外国から攻撃を受けた時の対処について、基本理念とか、国や地方公共団体等の責務、事態等への対処のための手続等や基本方針の策定、武力攻撃事態等対策本部の設置などのほか、今後必要となる法制の整備に関する事項について定められているものであります。

この法律の制定により、我が国における武力攻撃等の緊急事態への対処に関する制度の基礎が確立したわけであります。この武力攻撃事態対処法の基本的枠組みの下で整備された個別法の一つが、いわゆる国民保護法で、平成16年9月に施行されております。

国民保護法の目的は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小化するため、国、地方公共団体、指定公共機関などの責務をはじめ、「住民の避難」に関する措置、「避難住民等の救援」に関する措置、「武力攻撃災害への対処等」の措置について定めることにより、国全体としての万全の態勢を整備することになっているものであります。

次に14ページを御覧ください。国民保護措置の仕組みについてであります。武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、各機関は自ら定める国民保護計画又は国民保護業務計画により、国民保護措置を実施することになっております。この資料では、国民保護措置のうち、「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」に対する国、県、市の役割分担を記載しております。

一つの例として、避難の場合、武力攻撃事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合、警報を発令して住民を避難させるということになりますが、具体的には、国は対策本部として警報を発令し、避難措置を指示することになり、この時、国の役割としてどこの地域の住民をどこへ避難させるかを示します。それを受けた都道府県は、警報を市町村に通知するとともに、都道府県では更に避難の指示をするということで、避難経路、交通手段などを市町村に示すこととなります。市町村ではそれを受けて実際に住民に対して警報を伝達し、更に住民を誘導す

ることになります。

これは消防機関を指揮したり、場合によっては警察、自衛隊に要請して行う場合もあります。下段の欄になりますが、指定公共機関、指定地方公共機関の欄であります。これらの機関につきましても国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施する責務を有しているところであります。いずれにしましても、国民保護措置の実施に当たりましては、国、地方公共団体、指定公共機関などが相互に連携協力して、的確かつ迅速に実施しなければならないことになっております。

次に16ページをお願い致します。

「国民の保護に関する基本指針及び計画」についてですが、昨年3月に、国が「国民の保護に関する基本指針」というものを定めており、これについては、別添資料として概要版を同じく事前配布しておりましたが、要約しますと、このフロー図の上段の枠内に明記していますように、基本的な方針、市町村が作る国民保護計画の作成基準、想定される武力攻撃事態の類型、避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置などが示されておるものであります。

更に、消防庁からは今年1月に市町村のモデル計画が示されております。下段左を見て頂きますと、作成等の手順として、法律で定められた手続があり、1点目として、都道府県の国民保護計画に基づき市町村の国民保護計画を作成すること、また、本幹事会 開会すぐの会運営関連での国民保護法の抜粋のところでお説明致しましたが、2点目として、国民保護協議会に諮問して御了解を頂くこと、3点目として、都道府県知事に対して協議を行うこと、最後に、4点目として計画が出来上がった後のことですが、議会に報告する、といった義務が課されているものであります。

以上で、「国民保護法の概要について」、説明を終わります。

議長（佐藤興輔）

「国民保護法の概要」につきまして説明を受けましたが、このことについて、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なし）

何も無いようでしたら、議事を進めさせていただきます。

議題(2)「久留米市国民保護計画作成の基本的な考え方について」、事務局の説明をお願いします。

事務局（澤水秀俊）

17ページをお願い致します。「久留米市国民保護計画作成の基本的な考え方」であります。これにつきましては、5月22日の第1回協議会において既に決定されている事項でありますので、本幹事会においては「御報告事項」ということで捉えて頂きたいと思っております。

内容については、記載のとおり、4つの柱を立てて計画を作成するものであります。

まず、一つ目ではありますが、これもまた会議冒頭に申し上げた国民保護法の抜粋関連で説明

したところですが、国民保護法35条1項により、都道府県が作成した国民の保護に関する計画に基づき、計画を作成することとされており、また、消防庁が示しております「市町村モデル計画」には、市町村計画の作成に必要な要素がほとんど網羅されていることから、基本的にはこのモデル計画をベースとして、県の計画に基づき、市の計画を作成することになります。

二つ目ですが、久留米市の地理的、社会的特性を考慮したものとすることで、同じく消防庁の「市町村モデル計画」をベースとして市の計画を作成することにはなりますが、このモデル計画は全国全ての市町村共通の汎用的なものとなっておりますことから、久留米市の地域特性を十分に踏まえて計画を作成することとしているものであります。

三つ目であり、備蓄の兼用、合同訓練の実施、防災行政無線などの防災用インフラの活用など防災における既存のシステムとの連携を行う必要があり、地域防災計画との整合性を図るものとしているものです。

四つ目は、計画作成に当たっては、パブリックコメントなどを実施して、広く市民、関係機関の意見を聴取して計画に反映させていくこととしているものです。

以上、四つの基本柱のもと、久留米市国民保護計画を作成していくものであります。以上で、終わります。

議長（佐藤興輔）

只今の「久留米市国民保護計画作成の基本的な考え方」の説明につきまして、何か御意見・御質問はございませんか。

（なし）

本件につきましては、協議会での決定事項の報告説明ということでございましたので、意見などないようでしたら、次に議事を進めさせていただきます。

議題(3)「久留米市国民保護計画に係るスケジュールについて」事務局の説明をお願いします。

事務局（澤水秀俊）

18ページをお願い致します。「計画作成のスケジュール」であります。これにつきましても、第1回の協議会において既に決定されている事項でありますので、本幹事会においては先程と同様に「御報告事項」ということで捉えて頂きたいと思っております。

計画の作成につきましては、市の消防本部や防災対策室等の関係機関とも協議しながら、計画素案を策定しており、本日の幹事会で素案を説明し、皆様の御意見を伺いたく思っております。スケジュールでは、本幹事会の開催を8月上旬としており、若干日程が遅れて本日開いたこととなりますが、協議会の方は予定どおり8月下旬、29日・火曜日・午後2時から開催することにしてあります。

本幹事会で御審議訂正いただいた結果の修正等の意見を踏まえた「久留米市国民保護計画」素案を

協議会の方に提案し、協議して頂く手順としておるところであります。

なお、その後は、9月頃にパブリックコメントなどを踏まえて、市民や関係機関の意見を聴取していくこととしています。なおかつ、そのパブリックコメントにおける意見を反映した計画案について、県との協議を重ねながら、皆様の御意見を伺うべく第2回幹事会での審議、そして第3回の協議会へと繋げ、最終的には「答申」というスケジュールで進めていくものであります。また、完成した計画については、市議会へ報告し、関係機関に通知するとともに、計画の普及啓発に努めていきたいと考えておるところであります。

以上、スケジュールについて説明報告を終わります。

議長（佐藤興輔）

事務局の説明が終わりました。

只今の「久留米市国民保護計画に係るスケジュール」について、何か御意見・御質問はございませんか。

（なし）

本件説明につきましても、協議会での決定事項の報告説明ということでございますので、意見等無いようでしたら、次に議事を進めさせていただきます。

議題最後となります。（4）「久留米市国民保護計画(素案)について」、事務局の説明をお願いします。

事務局（澤水秀俊）

それでは、これから、議題「久留米市国民保護計画（素案）」について、要約して御説明したいと思います。

「久留米市国民保護計画（素案）」冊子であります。御覧のように、全編本文が117ページ、資料編を含めると148ページという膨大な量となっております。

この冊子で説明するとなるとかなりの時間を要するかと思われまので、また、編立て等計画書の構成など分かり辛い面もあろうかと思いましたので、本日は、この冊子を要約した概要版を用意させて頂きました。この概要版にて御説明することで、計画素案本書の提案説明に替えさせて頂きたいと思えます。

お手元に置いておりました、表題が「久留米市国民保護計画（素案）の概要」、16ページで仕上げておりますが、こちらを御覧頂きたいと思えます。

本計画においては、会議冒頭にも若干触れましたが、国民保護法35条2項において、計画に盛り込む事項が定められております。この盛り込むべき義務規定事項を必然ながら市の計画として組み込んだものとなっております。

それでは計画素案の内容説明に入ります。

1ページ中程に記載している計画の構成ですが、全体を5編立てとし、1編を「総論」、2編を「平素からの備えや予防」とし平素からの対応に係る部分を、3編を「武力攻撃事態等へ

の対処」、武力攻撃とは、我が国に対する外部からの攻撃のことと定義づけられるものですが、この事態発生に対する処置に係る部分を3編で、4編には「復旧に関連する部分」を、5編には「緊急対処事態への対処」を、この場合、「緊急対処事態」とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多くの人を殺傷する事態が発生した場合などと定義づけられており、この事態の対処に係る部分を最終編として本計画を構成しているところであります。

なお、用語の定義につきましては、計画書素案の、厚い冊子分の方になりますが、147ページ以降に記載しております。

それでは、まず第1編、総論ですが、1ページから3ページに掛けて記載しております。その1ページ1章には、「市の責務、計画の位置付け、構成」と題し、法令、基本指針及び県の国民保護計画を踏まえて作成される「久留米市国民保護計画」に基づいて国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう総合的な推進を図ることとしています。

2章には「保護措置の実施に関する基本方針」を、これは、実施に当たり特に留意する事項を8項目挙げております。まず1項には、基本的人権の尊重について、2項に救済に係る手続の迅速な処理、3項には正確な情報の適時・適切なる提供について、そして、4項に関係機関との連携確保について、2ページに移りますが、5項は措置実施のための国民への援助協力の要請について、6項には避難など災害時の行動にハンディを抱えることになる高齢者や障害者の方などの災害時要援護者等への留意事項を、7項に指定公共機関等の保護措置の実施方法に対する自主性の尊重等を挙げ、8項目に保護措置に従事する人たちの安全確保についてを、以上、8本の項目を措置実施の基本方針とすることを明記しているものであります。

3章には、保護措置の実施に関し関係機関と円滑に連携するため措置の実施主体となる当該機関の果たすべき役割等について、4章には、本市の地理的、県南部における中核都市である社会的特性等について挙げております。5章には、3ページ上部に記載しておりますが、国の基本方針及び県計画に基づいた「市国民保護計画」が対象とする武力攻撃事態の4つの類型及び緊急対処事態での4つの類型を挙げておるところであります。

第2編、「平素からの備えや予防」については、まさしく文字どおり、保護措置を実施するに当たり、その体制の整備など平素において市が成すべき業務等について掲げております。まず、1章では、職員の参集基準や消防機関の体制の整備面を、4ページになりますが、近隣の他市町村や関係機関との連携体制の整備及び非常通信体制の確保を、また、武力攻撃事態発生等における住民への周知として状況、避難、退避等を知らせる装置、車両等による広報のほか、国民保護に係るサイレンの音が昨年7月、消防庁から示されましたが、このサイレン音について市民が把握するためにも訓練等の場において周知を図る必要があるということも、この1章に盛り込んでおります。

ここで、サイレンの音はどんなものなのか、今から音を出してみますので、お聞き願いたいと思います。

《サイレン吹鳴》

聞こえましたでしょうか。これが有事の際の統一サイレンの音となります。

続いて、5ページに移ります。武力攻撃事態等において安否・被災情報の収集整理を円滑に行うための必要な事項を、そして、事態を想定した研修・訓練の実施について項目、留意点等を記載しているところであります。

2章においては、避難、救援、武力攻撃災害の対処に関する平素からの備えについて、6ページになりますが、まず、避難・救援に関する基本的な事項として、避難施設は勿論のこと道路網・輸送力・備蓄物資、電気通信・浄水・鉄道の施設等々におけるリストなど基礎的資料の準備確保、避難実施要領の複数パターンの作成を示しているところであります。

3章では、救援に必要な物資・資材の備蓄、調達の体制の整備について、これについて、避難・救援における必要物資等は、従来の防災備蓄物と共通する物が多いことから、可能な範囲、保護措置の備蓄と防災備蓄を相互に兼ねるとし、国民保護措置において特に必要となる物資・資材については、県との連携により整備対応する旨を示しているところです。また、市が管理するライフライン施設等の平素からの点検整備についても触れておるところです。7ページ4章では、武力攻撃災害の被害を最小限に抑えるため住民が取るべき行動等を含めた継続的な啓発活動についてですが、国民保護に関する啓発の在り方について必要な事項を定めております。

第3編、7ページ中段からの「武力攻撃事態等への対処」に移ります。事態対処の態様を、11の分類に分けた章立てで区分掲載しております。第1章ですが、多数の死傷者や、建造物が破壊されたりといった被害が発生した場合、事態認定前における段階であっても、現場において初動的な対処は必要なことであります。また、何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が寄せられた場合においても、事案発生時に迅速に対応できる即応体制を整備しておくことも必要であります。このような事態認定前の初動体制に係る市の措置、具体的には県や県警察と連絡を取り、市に「国民警戒本部」を設置し、必要によっては警戒区域の設定や退避等の指示を行うものです。

次、第2章ですが、ここでは、事態認定後ということで、8ページになりますが、政府において事態認定が行われ、市に対して、「久留米市国民保護対策本部」を設置する旨の指定通知があった場合における本部設置に係る要領について、明記しているところです。内容はというと、本部設置の手順、組織、機能、職員の参集体制、被災現地において、各関係機関がその機能や装備等の能力に応じて当該活動を効果的に行えるようにする「現地調整所」を設置することの要領などであります。また、こうした対策本部や避難先地域との間などにおける情報通信手段を確保についても、この章で挙げているところです。

次に、8ページ、3章では、国県の対策本部等との連携や自衛隊の部隊等の派遣要請等の手順、指定行政機関や指定地方行政機関の当該業務に係る措置実施の要請などや、被災地や避難先で救援活動をするボランティア団体への支援のほか、9ページに移りますが、避難の誘導や救援といった必要援助についての住民への協力要請について挙げておるところです。

第4章では、武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められるときにおける警報の内容伝達やその手段を挙げております。例えば、テレビやラジオ、先程聞いて頂きましたサイレン及び警報を広報車により最大音量で吹鳴するなどして住民に注意喚起することです。また、公私の

団体、消防団や自治会、社会福祉協議会、病院、学校、商工会議所などに速やかに警報内容を伝達することも併記しているところです。そして、措置行動の最たる対処として、避難住民の誘導等に関し、市が今後作成することになる「避難実施要領」に盛り込むべき事項、例えば避難の経路や手段、実施方法などを示しているほか、消防機関による車載拡声器等の保有装備を有効活用して住民避難の誘導活動に取り組むなどの旨、この章で挙げているところです。

10ページ、5章「救援」に移ります。ここでは、避難住民に対する収容施設の供与、生活必需品等の供給のほか、日本赤十字社との連携、緊急物資の運送を当該事業者である指定公共機関等と連携しながら措置を実施する等の内容についてなどを、11ページ6章では安否情報の収集や照会について、書面の様式や留意点について記載しております。

7章では、武力攻撃災害への対処に関し、基本的な事項をさだめており、対処措置従事者の安全確保面などの基本的考え方や、12ページに移りますが、次に、退避の指示や警戒区域の設定、県警察と連携し安全な活動が行われるよう必要な対策を講じた上での消防機関による消火、救助、救急活動等の措置活動についての基本事項を、また、13ページになりますが、生活関連施設の安全確保や危険物質等の取扱者に対して、武力攻撃災害発生防止のための必要措置を講ずるよう市長が命ずることができる旨定めているところです。そして、これら具体的な災害別に、一つに、放射性物質の運搬時に武力攻撃による原子力災害が発生した場合、それと、NBC攻撃災害、これは、核兵器及び生物・化学兵器攻撃による災害のことですが、汚染原因に応じて、国・県との連携の下、退避の指示や警戒区域の設定、汚染の拡大を防止するための対処の措置について記載しております。

8章では、県知事に報告すべき被災情報の内容とその収集手段についてを、14ページ9章、10章においては、避難先地域等における保健衛生対策の内容と避難住民の負担軽減など生活安定に資する措置と、水道や生活関連物資の安定供給に係る部分について基本事項を記載しているものであります。

15ページ11章では、事態時において国民保護措置に従事する人や車両等の装備や施設場所を識別するために使用することになる国際的な特殊標章の交付等について必要事項を定めたものであります。

特殊標章とは、前方のホワイトボードに示しておりますが、オレンジ色の下地に青の正三角形の表示となっております。

第4編に移ります。本編は、武力攻撃事態による被害発生の時の一時的な修繕や補修など応急の復旧のための対処の方策と、保護措置費用は原則、国の負担とされていますことから、国への負担請求や、保護措置活動に従事した協力者の不測の事態における損害賠償等について、この編で示しているところです。

最後になりましたが、16ページ、5編、緊急対処事態への対処ですが、緊急対処事態という用語の意義につきましては、第1編5章、3ページのところでも述べましたが、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人が被害に及んだ事態又はそういう事態が想定される危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急措置が必要なものをいいます。これらの事

態は、ゲリラ等と類似した事態が想定されるため、この場合も武力攻撃事態等への対処に準じて行うことを、本編で示したものであります。

ここで、幹事の皆様に事前に配布しておりました「久留米市国民保護計画(素案)」、厚い冊子の方になりますが、委員の方などからの指摘等により、名称等の追加、修正箇所がございます。申し訳ありませんが、訂正箇所を今から申し上げますので、修正をお願いしたいと思います。なお、こういった名称等の追加修正につきましては、今後も生じることが多々考えられると思います。本計画の最終案審議の段階、次の第2回幹事会になりますが、その時点では、当然これら修正を施した原案として、計画書を今回のように幹事の皆様全員に事前配布致すことを、申し添えておきます。

修正箇所は全部で7箇所です。それでは、まず、12ページをお開きください。広田委員からの指摘箇所ではありますが、上段の表になります。三井水道企業団の前に、「福岡県南広域水道企業団」を新たに加えて、伴う事務又は業務の大綱欄は、三井水道企業団と同様、「水の安定的な供給」と加筆をお願いします。

次に、17ページ、上から6行目、「津福ガス工場」を「天然ガス津福供給所」に、また、表内の施設名「津福」以降の名称を、同様に訂正をお願い致します。

次に118ページをお願いします。上から8行目(7)「消防本部(局)」の次に「(8)水道事業体」を加えて頂き、「(8)関係報道機関」の括弧内数字を(9)に変更をお願いします。関連して、134ページの表外下の空白部分には、「(8)水道事業体」を新たに加え、福岡県南広域水道企業団と三井水道企業団の2機関の名称、所在地、電話番号、FAX番号の欄を加えることにします。また、この修正に伴い、135ページ上段の関係報道機関の括弧数字を(9)に変更願います。

長くなりましたが、これで、「久留米市国民保護計画(素案)」についての説明を終わります。

議長(佐藤興輔)

議題(4)「久留米市国民保護計画(素案)について」、事務局の説明が終わりました。

何か御意見・御質問ございませんでしょうか。

委員(石橋浩祐)

関係機関の事務又は業務の大綱において、トラック協会は「避難住民の運送」と記載されているが、これはどういうことを意味しているのか。トラック業者は、貨物運送業で許可を得ており、人は運搬できないが、緊急時の超法規的な対応なのか。

事務局(澤水秀俊)

指定公共機関及び指定地方公共機関の業務は、基本的には当該業務の範囲内となっており、緊急時においても不可能ということであれば、修正又は削除などの対応を考えます。

委員（石橋浩祐）

貨物車両は人を運ぶ造りになっていない。緊急時とはいえ怪我などの心配もある。そもそも、人と貨物は明確に区別されており、修正をお願いしたい。

事務局（澤水秀俊）

検討させていただきたい。

委員（北川正勝）

「避難住民」と「旅客」という表現があるが、この違いについて説明をお願いしたい。

事務局（道井清太）

「避難住民」は有事、「旅客」は平常時を指しております。

委員（永淵昭子）

「旅客」と「貨物」は区分されており、たとえ緊急時であっても、許可をうけた範囲の業務しか行うことはできません。

議長（佐藤興輔）

県から明快な答弁がありましたので、事務局は、適切な対応をお願いします。他にございませんでしょうか。

委員（三原圭子）

有事における移動は、主に自家用車を使用することになると思うが、これに対応した訓練などは行うのか。

事務局（澤水秀俊）

来年度に避難マニュアルを作成するので、これに基づき、訓練を実施する予定としております。

委員（福田義宜）

55ページの消防団と総合支所の「主な事務」に「避難住民の誘導」が欠けている。また、61ページの事務分掌において、消防団には、「避難者の誘導救助」とあるが、消防署には、「避難者の誘導」としかないので、業務の整理を行っていただきたい。

事務局（澤水秀俊）

御指摘のとおり修正を行います。

委員（北川正勝）

消防団の事務分掌に「避難命令」とあるが、これは「指示」ではないのか。

「国民の保護に関する措置の仕組み」のフロー図を見ても、「命令」という言葉は出てこない。

事務局（道井清太）

防災計画との整合を図ったものですが、再度、防災対策室と協議し、必要であれば修正を行いたい。

委員（池田博子）

防毒マスクなど、家庭での対策はどのように行ったらよいのか。

また、自主防災組織に対する支援は、具体的にはどのような内容なのか。

事務局（道井清太）

本計画には、個人の備えなどについては記載していないが、自分の身は自分で守るという基本的な考え方やその方法について、計画作成後、啓発を行っていきたい。

また、自主防災組織については、現在、久留米市に3団体しかないので、まずは立ち上げに対する支援を行いたいと考えております。

委員（古賀誠一）

この前の花火大会のときの話であるが、迷子が出て、その後見つかったことが現場にすぐに情報として伝わらず混乱したことがある。このようなことから、有事の際を想定した情報伝達の訓練は極めて重要である。

委員（永淵昭子）

素案には一通り目を通したが、県の役割が市に置き換わっているものがあったり、不整合がいくつか見受けられる。個々の話はできないので、ペーパーにまとめて出すので、対応をお願いしたい。

議長（佐藤興輔）

本日幹事の皆様方にお示ししました素案につきましては、県の計画との整合性など、いくつか課題があるようであります。

また、本日指摘いただいた事項や御意見につきましては、事務局で検討を行い、必要な修正を行った上で、来週の協議会に提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議題(4)「久留米市国民保護計画(素案)」につきまして、本日の第1回幹事会の段階では、本計画素案のとおり了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議はございませんようですので、そのような取扱いとさせていただきたいと存じます。
以上をもちまして、本日の予定議事は全て終了致しました。
事務局から「その他」で何かありますか。

事務局（澤水秀俊）

ありません。

議長（佐藤興輔）

皆様の御協力により議事がスムーズに進行出来ましたことに、厚くお礼申し上げます。
誠に有難うございました。
これをもちまして、本日の議長の職を下りたいと思います。ありがとうございました。

事務局（道井清太）

佐藤議長、お疲れ様でした。

幹事の皆様におかれましては、本日は、お忙しいところ、長時間の御審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第1回久留米市国民保護協議会幹事会を閉会したいと思います。
お疲れ様でした。